

産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます



対象：産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者の期間を有する方 **内容**：出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。免除された期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。 **届け出時期**：出産予定日の6カ月前から

※詳しくは日本年金機構HPをご確認ください。

豊橋年金事務所

☎(0532)334111

保険年金課 ☎232149

寄付

次の方から寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼2月16日、牛田久美夫様から教育環境の充実のため、伊良湖岬小学校へ水彩画1点。

▼2月21日、愛知みなみ農業協同組合様から本市の学校給食の充実のため、キャベツ16箱。(約160キログラム)寄付さ

れたキャベツは、2月25日(水)の給食で提供させていただきました。

● 税

産前産後期間の国民健康 保険料が減額されます



出産被保険者に係る保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月の)の前月から4カ月相当分が減額されます。多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月の)の前々月から6カ月相当分が減額されます。



届け出：出産予定日の6カ月前から届け出可能(減額には必ず届け出が必要)

届け出場所：保険年金課、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課(ぴつたりサービスでも届け出可能) **必要なもの**：本人確認のできるもの(マイナンバーカードなど)、母子健康手帳など(出産予定日または出産日がわかるもの)

▼保険年金課 ☎2321403

国民健康保険税



令和8年度国民健康保険税

◆ 普通徴収の方

年税額の納税通知書を7月中旬に送付 ※納付は便利な口座振替をご利用ください。

◆ 特別徴収(年金から天引き)の方

4月・6月・8月期分の特別徴収開始のお知らせを、4月上旬に送付し、年税額の納税通知書を7月中旬に送付

◆ 所得未申告の方へ

世帯主や国民健康保険加入者の中に1人でも所得未申告の方がいる場合、軽減判定が行われません。所得がない場合も申告をお願いします。(所得がない18歳以下の方や、所得申告上の被扶養者となつていない方を除く)

普通徴収	納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
	算定額	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	各納期それぞれ年税額の1/8の税額
特別徴収	納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期			
	算定額	各納期それぞれ前年度の2月期と同額			各納期それぞれ年税額から4・6・8月期の税額を差し引いた残額の1/3の税額					

▼保険年金課

☎2321403

発達障害啓発週間および世界自閉症啓発デー

4月2日から8日までは、発達障害啓発週間です。また、毎年4月2日は世界自閉症啓発デーです。この機会に発達障害や自閉症について考えてみませんか?自閉症の方が自身の「困りごと」や「助けてほしいこと」を書いて持ち歩けるシートがQRコードからダウンロードできます。ヘルプマークとセットにするなど、ぜひご利用ください。

▶ 問い合わせ先

地域福祉課 ☎23-3697

持ち歩けるシート▶



【お詫びと訂正】

広報たはら3月号10ページ「たはらスナップ」の氏名に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤:中村徠斗 → 正:中村徠人